○中部地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　岐阜県

二　都市計画事業の種類及び名称　本巣都市計画道路事業三・三・二号糸貫インター線及び三・四・一号長良糸貫線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　岐阜県本巣市三橋字三本木、字糸貫川通、字瓜朽、字太田及び字木船地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年中部地方整備局告示第百七十四号松阪都市計画道路事業三・五・十一号松阪公園大口線及び三・六・十六号塚本垣鼻清生線

三　事業施行期間　自平成十四年十一月二十九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年中部地方整備局告示第百四十六号名古屋都市計画道路事業三・五・二百九十三号津島七宝名古屋線

三　事業施行期間　自平成二十一年十一月九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十一年建設省告示第七百四号名古屋都市計画緑地事業第八号牧野ヶ池緑地

三　事業施行期間　自昭和五十一年四月五日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十一年建設省告示第七百四号、昭和五十三年建設省告示第千四百三十号、昭和五十五年建設省告示第百五十二号、昭和五十七年建設省告示第三百三十号、昭和六十年建設省告示第二百九十五号、平成二年建設省告示第六百二十六号、平成七年建設省告示第八百十二号、平成九年建設省告示第千三百二十四号、平成十三年中部地方整備局告示第六十八号、平成十六年中部地方整備局告示第七十二号及び平成二十一年中部地方整備局告示第二十四号の事業地のうち名古屋市名東区猪高町新宿二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第六十二号尾張都市計画緑地事業第二号尾張広域緑道

三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　上野都市計画道路事業三・四・八号伊賀上野橋新都市線

三　事業施行期間　自平成二十六年三月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県伊賀市上野丸之内及び上野東町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高山市上岡本町三丁目四六七番一から同市上岡本町七丁目四三〇番一まで	前	二二・〇〇～二五・〇〇メートル　二二・〇〇キロメートル
	後	二二・〇〇～三一・〇〇メートル　〇・〇三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月二十四日

近畿地方整備局長　池内　幸司